

令和6年8月27日

第8回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和6年8月27日(火) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 古谷会長 武田会長職務代理者
宮田委員 橋田委員
横山委員 堅田委員 大野委員

(推進委員7名) 高橋委員 三本委員 谷本委員
森田委員 和田委員
谷脇委員 坂本委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 津野委員

(推進委員1名) 森光委員

5. 出席職員 (事務局2名) 梅原局長 坂本次長

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

開会宣言	古谷会長 只今から、令和6年第8回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は9番 森光委員から欠席の連絡をいただいております。
議 長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきますようお願いいたします。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は7番 和田委員、8番 橋田委員、よろしくお願いいたします。
議 長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	14番 大野委員 現地確認してきました。問題ありません。
審 議	古谷会長 他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。

議 長	古谷会長 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】 番号 1 について、申請に至った経緯を説明させていただきます。 譲渡人は、市外在住で、農業には携わっておらず農家をしていた先代がなくなってから、農地は手付かずの状態です。譲渡人はそれらの土地を手放したいがため、耕作をしていない土地の非農地証明を取るつもりで農振農用地の除外申請をしていました。しかし、除外手続きが一向に進まない状況が 1 年以上も続き、その間に譲受人の居宅へも植物が覆いかぶさってくるような状態となりました。 そこで譲受人は果樹農家でもあるし、そもそもその土地は元果樹園だったこともあり、今回の当該 3 筆については、譲受人が農地として引き受け、再度開墾し、農地へ復するとの方決意のもと 3 条申請に至ったものです。 家の裏手の土地は、山の状態になっておりますが、譲受人は日頃から遊休農地の増加に心痛めており、少しでもその解消の役に立つならとの思いもあり、年数がかかっても必ず果樹園に戻すという強い意志を持っています。遊休農地を増やさない取り組みをしている農業委員会の趣旨にも合致しますことから、申請を受理いたしました。どうか適切なご判断をお願いしたいと思います。
補足説明	坂本次長 補足説明をします。 番号 1 について、取得予定のうち 2 筆は元々ボンカン畑でしたが長年耕作放棄され現在は竹林状態となっています。それにより隣接する譲受人の住居に被害が及ぶ恐れがあることから今回所有権を移転し、農地に復旧する計画です。譲受人は文旦、ぼんかん、小夏を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間 3 0 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。2 筆は譲受人の住居に隣接し、そこには日常生活に使用する生活用井戸があり、その水脈上に位置しているため除草剤等の農薬を使用することは避け、

議 長 意 見	草刈機を購入し、人的に草刈等を行い、数年かけて農地に復旧するとのことです。残りの1筆については、譲受人が文旦を作っている農地に接しており、隣接地同様に文旦を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号2は、同一世帯の父から子への贈与です。譲受人は茗荷、水稻、白菜、茄子、みかんを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と父が年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。現在も同じ世帯で一緒に農業経営を行っており、取得後も引き続き茗荷、水稻等を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号3は、平成26年から利用権の設定を受けて耕作している農地を含む6筆の贈与です。譲受人は、シシトウを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間330日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。現在も利用権の設定を受けてハウスでシシトウを栽培しており、取得後もシシトウとオクラを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 古谷委員 関係委員のご意見をお願いします。 14番 大野委員 番号1について、現地確認してきました。現地は草だらけなので、譲受人に買い取ってもらった方がいいと思います。このまま放置したら、家が近いので、家の方まで蔓が伸びてきています。譲受人が買い取ってやってもらった方がいいと思います。 10番 横山委員 番号2について、確認してきました。親子間での贈与であり、問題はありません。 14番 大野委員 番号3ですが、申請地の前の家の人が草刈りをしてきているようで、現地確認した時も草刈りした直後で綺麗な状態でした。もう1筆も同じ人が近所という事で草刈りしてくれているそうです。特に問題はありません。
-----------------------	--

審 議	古谷会長 他に何かご意見はありませんか。異議がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について は許可することに決定いたします。
議 長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	古谷会長 互助会費について
閉会宣言	古谷会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第8回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。
	閉会 午後 2時30分
	その真正なることを証して署名する。
	議 長
	7 番
	8 番